

# 西宮市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、西宮市下水道条例（昭和34年西宮市条例第9号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、公共下水道事業認可区域外から公共下水道への接続を許可する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において「区域外流入」とは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第24条第1項第3号に掲げる排水施設により公共下水道事業認可区域外から公共下水道へ下水を流入させることをいう。

## (許可申請)

第3条 区域外流入をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ上下水道事業管理者（以下「管理者」と言う。）に申請し、許可を得なければならない。

2 前項による申請は、西宮市下水道条例施行規程（平成26年4月1日西宮市上下水道局管理規程第17号、以下「規程」という。）第4条に掲げる排水施設計画確認届出書、規程第5条第1項に掲げる公共下水道制限行為許可申請書及び規程第6条に掲げる排水設備の築造等の届出に、管理者が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

## (許可の要件)

第4条 管理者は、前条の申請書等の提出があった場合は、次の各号に掲げる内容を審査し、その申請が相当であると認めるときは、申請者に対し許可書を交付するものとする。ただし、西宮浜・甲子園浜・鳴尾浜については、別途協議するものとする。

- (1) 公共用水域の水質保全と地域の環境改善に寄与するものであること。
- (2) 申請にかかる下水を受け入れる管渠、ポンプ場、終末処理場等の施設の能力に十分余裕があること。
- (3) 申請にかかる下水の水質基準が、法令の規定及び管理者の定める基準に適合すること。
- (4) 流域下水道区域への接続に当たっては兵庫県流域下水道接続要綱第4条に定める区域外流入の承認を得ること。
- (5) 将来当該区域が下水道事業認可区域に編入され公共下水道が整備されたときに排水先が異なる場合には、申請者が自己の負担において下水道計画と整合するよう供用開始後すみやかに接続変更し、区域外流入のために設置した排水施設を廃

止すること。

(6) 下水道施設に接続させるため必要な排水施設については、申請者が自己の負担において整備すること。

(7) 排水施設の維持管理については、当該区域が公共下水道事業認可区域に編入後、供用開始されるまでの間、申請者において行うものとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(8) 前号の排水施設の使用に関し新たに接続申請があった場合には、これを拒んではならない。

(9) 当該排水施設の維持管理を行うものに異動があったときは、新たな関係者に当該排水施設の維持管理の義務を承継させるとともに管理者へ変更の届出を行わなければならない。

2 管理者は、前項の許可に際し必要な条件を付することができる。

(受益者負担金)

第5条 申請者の所有する土地は、西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例第8条の規定により、賦課対象とはならない。ただし、下水道事業認可区域に編入した際には、受益者負担金を賦課するものとする。

(施工)

第6条 申請者は、第4条第1項の許可に係る工事を行うに当たっては、公共下水道に関する法令等を遵守し、管理者の指示に従うものとする。

(工事の完了届)

第7条 申請者は、工事が完了したときは直ちに規程第5条第3項に定める公共下水道制限行為完了届を管理者に提出し、検査を受けなければならない。ただし、規程第6条の規定による排水設備築造竣工届があった場合は、公共下水道制限行為完了届の提出があったものとみなす。

(その他の排水施設)

第8条 法の適用を受けない西宮市所有の下水排水施設（西宮市水路管理条例（昭和42年西宮市条例第47号）第2条に規定する水路は除く。）への排水施設の接続及び取り扱いについては公共下水道施設に準じて行うものとする。

2 前項による接続については、第5条は適用しないものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、その都度管理者が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。